

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
1020010	新ふくい人「農ある暮らし」移住特区(不動産業者の農地取得および農地付き住宅を取得する際の、権利移動に係る面積要件の緩和)	農地法第3条第2項第5項及び農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得地すべてを耕作し、農地を効率的に利用することや、取得後の農地の面積が原則として50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となること(下限面積要件)となっている。 知事が別に定める面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引き下げる事が可能である。		現在、不動産業者が農地付き住宅の販売(貸付)を目的として農地を農地として取得しようとしても、農地法の規定により、対象法人が農業生産法人等に限定されている。 また、個人の農地権利取得の要件は、取得後の経営面積50a以上(知事特認10a以上)等とされている。 これを、特定法人貸付事業実施区域において、不動産業者が農地付き住宅の販売(貸付)を目的とする場合は、不動産業者が一時的に農地を農地として取得し、10a未満の小規模な農地でも取得可能とする。 提案理由 中山間地域等においては、少子高齢化、人口減少が進み、担い手の不足から営農の継続や地域コミュニティの維持が困難になるなど、耕作放棄地の発生拡大が危惧されている。 一方で、農村部へ移住を希望する都市住民には、小規模であっても農地を取得して農業に親しみたいという願望が強い。 不動産業者にも、こうしたニーズを捉え、住宅を農地とセットで販売したいという要望がある。 今後は、多様な担い手の参加により、中山間地域等条件不利地における営農を継続していく施策が必要とされており、区域を限定したうえで、移住者に住宅とセットになった小規模な農地取得を認め、村落コミュニティの中で地域を担う一員になってもらうことが必要である。 不動産業者による農地付き住宅の販売が可能となることにより、移住者のニーズにあった様々な形態の農地付き住宅の供給と都市住民への情報発信が民間資本により行われることとなり、中山間地域等の活性化と耕作放棄地の解消が促進される。 代替措置 市町村が指定する特定法人貸付事業実施区域に限定し、監視も強化することにより、優良農地の非効率的な利用を招かないようにすることは十分可能である。 また、不動産業者が農地を一時保有している間は草刈り等の管理を義務付けること等により、農地の荒廃を防ぐことも可能である。 なお、市民農園の利用では、移住者に地域の担い手の一員として主体的に農地維持のための共同作業等に参加してもらうことが困難であり、市民農園以外の耕作放棄地への波及効果が見込めない。 不動産業者に農地の一時保有を認めない場合、不動産業者は農地のあっせんのみとなるため、田から畑への転換や区割りの変更等ができず、移住者のニーズにあった農地の提供ができない。				農地法は、不耕作目的や、農業の生産性が低く農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を排除し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に、農地の取得には許可制を採っている。 また、許可の際の要件の1つとして、取得後の農地面積が、原則として50a以上となることを要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあっては、知事の判断で、弾力的に10aまで引き下げることを可能としている。 不動産業者が農地を取得できるようにし、下限面積要件を廃止したりすることは、投資目的、資産保有目的など不適切な農地取得につながるおそれがあり、また、専断で非効率な農地利用を招くことから、適当ではない。 なお、住宅に付随する小規模な土地が家庭菜園として利用されるなど、住宅の敷地から独立して取引の対象とならない場合は、社会通念上農地法上の農地に該当しないものとして、農地法の権利移動の規制の対象である。					1016010	福井県	福井県	農林水産省
1020020	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4の改正	農地法第3条第2項第5項及び農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることが要件となっている。 知事が別に定める面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引き下げる事が可能である。		新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止	農地法は、農地の集団性を確保するとともに、効率的かつ自立した農業経営のため、小規模農地の権利移動を制限し、許可制を採っていることは理解しています。 しかし、権利移動の条件となる、農地取得下限面積要件を廃止することが、すべてにおいて等しい農業経営体を生み出し、非効率な農地利用を招くとは考えられません。 高齢化の進行や農家の担い手不足は全国的な問題であり、生産地である三次市においても例外ではなく、耕作放棄地も年々増加しているのが現状であります。 三次市では平成19年度において、「頑張るみよしの農林業支援プロジェクト」を設け、耕作放棄地の復興策に向けて協議をすすめてきました。その中でも「耕作放棄地復興地域活動支援」、「学校給食食材専用圃場への復興」、「耕作放棄地復興チャレンジアワー」などに取り組むことが実現され、平成20年度において一部専業化もしたところです。 また、定住地帯も積極的に推進しており、「新規就農者導入拡大事業」として、研修や資金面での支援を行うこととしています。 しかしながら、依然として高齢化や担い手不足は深刻であり、地域の営農組織や新規就農者等新たな担い手の育成が求められています。特に新規就農者については、生産技術の習得や、農業機械の導入に必要な、初期投資の問題をクリアするため、小規模な面積から農業に取り組み、徐々に拡大していく支援も必要です。 U・Iターンや定年就農者・週末就農者は、将来において地域の担い手となり農地の保全につながる大切な人材と期待されます。こうした新規就農者が参加しやすい環境を整え、耕作放棄地の解消による、有効な土地利用や、地域内農産物の生産拡大を図るためにも、一定の要件を満たす地域における土地取得下限面積要件の廃止を提案します。				農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を排除し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。 許可の際の要件の1つとして、取得後の農地面積が、原則として50a以上となることを要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあっては、知事の判断で、弾力的に10aまで引き下げることを可能としている。 したがって、新規就農者に限って下限面積要件を廃止することは、適当ではない。				1004040	三次市	広島県	農林水産省
1020030	土地改良法第15条の特例	土地改良法(昭和24年6月6日法律第195号)第15条	土地改良法の行うことができる事業は、その地区内の土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されている(土地改良法第15条)。		現行土地改良法第15条の特例を設け、土地改良法が行うことができる事業を拡大。	前回の提案の結果では、収益を伴う営農活動を土地改良法が実施することは、土地改良法の性格上認められないという回答をいただいているところではあります。 しかしながら、現実として、中山間地域での土地改良の実情は、償還金返済事務や施設の更新並びに維持管理が業務の中心となっています。 また、小規模な農業経営が多く、農家の担い手も高齢化している中で、「担い手不足」、「農地の荒廃(耕作放棄地の増加)」、「土地改良事業の減少」などにより、組合員への賦課金のみでは運営費が不足しており、この不足分を賅済めることができない状況から、三次市からの運営補助金をもって、どうか活動継続を保っているのが現状です。 世界の食料事情の動向、食料自給率問題も深刻な今日、農地保全の重要性を再認識し、農地や農業施設などの農業資産をみんなで守り、支えて行こうとする観点からも、土地改良法に更なる役割を持たせるとともに、土地改良の一層の健全化と立派な農業を推進する必要があります。 以上のことから、農作業の受託及び給付業務等の営利を目的としない収益事業を可能とするよう特例措置を求めるものです。				土地改良法は、事業施行に当たって当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の三分の二以上の同意を得た上で、都道府県知事等の認可を受けて設立されるものであり、その際、不同意も含めて当該地区内の事業参加資格者全員が「組合員」となる強制加入制が採られている。 また、事業実施に必要な費用については、組合員への賦課金によることを前提としており、事業実施により損失が生じた場合に最終的には賦課金として組合員の負担となるものである。また、滞納者に対しては、強制徴収権も付与されているところである。 このように土地改良法は、土地改良事業の性格に基づく強い公共性・権能を持つ法人であることから、その業務範囲は、土地改良事業を適切かつ安定的に実施する観点から、土地改良法の権能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されている。 したがって、このような土地改良法の性格上、農作業の受託及び農地の料賦等を土地改良法が実施することは、営利を目的としない場合であっても、認めことはできません。				1004050	三次市	広島県	農林水産省
1020040	高知県の施設園芸現場において害虫防除にその地域に産する土着天敵を利用しやすくするための施策(天敵特区)	農林水産省・環境省 告示第一号(平成15年3月4日)(一)	天敵は使用場所と同一の都道府県内(離島の場合は当該離島内)において採取されたものであれば、農業取締法第2条における農林水産大臣の登録が不要な特定農薬として定められている(平成15年3月4日 農林水産省・環境省告示第一号)。さらに、他の都道府県(離島の場合は当該離島内)において当該天敵が使用されることのないよう、当該天敵の増殖は行われないう指導している。		農業取締法で規定される特定農薬の内、農水省環境省告示では天敵については使用場所と同一の都道府県内で採取されたものとされているが、高知県内で採取され人工的に増殖されたものを高知県内に限って無償で配付利用する場合は、特定農薬として取り扱ってもらいたい。	高知県は施設園芸が盛んであり、そこでは害虫防除に天敵を利用することを中心とした総合的害虫管理(IPM)の体系を導入する農家の割合が多く、ナス栽培面積の29%、ピーマン・シシトウの58%となっている(高知県環境農業推進課、平成19年)。現在日本で市販されている天敵資材は大半が外国産であるが、栽培現場からは土着の天敵の利用に期待が寄せられている。 高知県では同一都道府県で採取した土着天敵を害虫防除に利用することは特定農薬として扱われ、農業登録の必要はないとされているが、人工的に増殖して利用する場合は登録が必要とされている。日本で農業登録され市販されている土着天敵の代表種としてアザミウマ類を捕食するタイリクヒメハナカムシの場合、10a当たり1000頭程度が基本とされている。これに合う土着のカメムシ類を農業従事者が野外で採取することは困難であり、特定農薬では補助的な害虫防除効果しか期待できない。しかし、実験室等で維持している土着天敵を施設園芸害虫防除のために農家に無償で配付し、天敵増殖キットなどを用いて農家の手で増殖する事ができれば、防除に必要な個体数を確保でき、農家の防除資材購入費用の削減にも繋がる。このように高知県の施設園芸の現場において県内に産する天敵をより効果的に利用できるように、本県を天敵特区として扱っていただくことが本県の目的である。生産現場における生物農薬の出荷額は都道府県で第一位(農業要覧2006)であり、生産者の土着天敵の利用の期待も大きく、実際の栽培現場周辺で積極的に天敵を採取する生産者も多い。今回の天敵特区が認められると高知県農業の活性化につながり、環境保全型農業を推進するモデル的の事業になる。	B-1	IV	特区に限らず、全国において、ある都道府県において増殖させた天敵が、当該都道府県外等に配布・使用されないことを確実に担保することを前提に、増殖させた天敵を特定農薬として使用することを認める方向で検討する。 具体的には、本年度中に天敵の増殖方法や天敵の配布・使用実態について調査を行い、調査の結果安全性等が確認できれば、所用の対応について検討する。	貴省からの回答によれば、「調査の結果安全性等が確認できれば、所要の対応について検討する。」とあるが、安全性の確認方法や主体等の調査内容及び本年度中に講じられる措置について具体的に示されていない。 また、高知県内の特定地域をモデル地区(天敵特区)として、増殖させた土着天敵の実態調査を行い、データ集積の上で全国展開する等の方法をとることにより措置の迅速化が図れるのではないかという提案者の意見について、改めて検討の上回答されたい。	特区ではなく、全国レベルでの対応をご検討いただけたらとの回答に感謝いたします。しかし、ご回答いただいた内容を平成20年度中に実施できるのでしょうか。それよりも、高知県を天敵特区として高知県内の特定地域(具体的には高知大学の研究に協力いただいている安芸郡芸西村など)において1-2年のモデル事業で、高知大学等が有している増殖した土着天敵の配付を行い、効果判定や環境影響調査などのデータを集積した上で、いずれは全国で展開するといった方が具体性があると思うのですが、いかがでしょうか。	1008010	(国)高知大学	高知県	農林水産省 環境省		

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
1020050	農地の一時転用期間の延長	農地法第4条第1項、第2項第1号イ 農地法施行令第1条の10第1項第1号 「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)第3の1の(1)の①のア	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。 農用地区域内の農地の転用は、以下の場合に限って例外的に許可。 ・土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合 ・農用地利用計画において指定された用途(農業用施設用地等)に供する場合 ・仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること (「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)において、一時的な利用の期間を3年以内と規定)		農地の一時転用は、「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日)「事務次官通知」により農業振興地域整備計画に支障を及ぼさないことを担保する観点から3年以内とされているが、10年以内などの期間の延長ができないものか。	本市は、有明海に面し、半分以上が江戸時代から遠浅の干潟を干拓して出来た土地である。そのため、治水や利水のため総延長約8300mのクワリが縦横に張り、独特の景観を築いている。以前は毎年地域でクワリの浚渫を行い、その浚渫土(泥土)は農地へ還元し、肥料として活用を行ってきたが、近年、生活様式の変化等により空き缶や割れんなどが含まれ、農地還元が出来なくなっている。 市としては、住民の要望により治水、利水の面から浚渫を行っているが、前述のとおり農地還元が出来ないため、浚渫土の仮置場として(悪臭が発生するため)宅地から離れた地元の個人所有農地を借り上げている状況にある。 特に平成19年度から始まった「農地・水・環境保全対策事業」により集落ごとの活動が活性化し、地域ぐるみの作業が増え、浚渫土の量が増えつつある。 一方、農地所有者は、地元のため、やむなく浚渫土の仮置場として承知されているが、将来的には農地として利用する意思があり、市としても長期的な視点から借り上げ地のなし崩しの宅地化を望んでいないため、完全転用ではなく一時転用で対応している状況である。 浚渫土は将来的には利活用を検討しているが、前述のとおり様々なものが含まれているため、活用範囲は狭く、一時転用期間の3年では困難なため、10年に延長することを提案するものである。	C		農業振興地域内の農用地区域は、相当長期にわたり農用地として利用すべき土地として、市町村農業整備計画の農用地利用計画において定められた土地であり、農用地区域内においては原則として転用を認めていない。しかしながら一時的な転用については、市町村農業整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から期間を3年以内と限定して、例外的に認めている。 このため、農用地区域内農地の一時転用の期間を延長することは、農地として利用しない期間を長期化させることとなり、市町村農業整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあることから適当ではない。								
1020060	土地区画整理事業地区内の土地の分筆登記に伴う共有持分について	農地法第3条第1項	法務省の通達が出されたことにより、土地区画整理事業地区内の共有物の分割が可能となったが、共有状態となっている農地を分割する際には、農地法第3条の許可が必要な場合と、許可が必要な場合がある。		土地区画整理事業地区内においても通常の土地の分筆や所有権登記と同様な取扱いとなるよう、所有者のニーズに合った土地利用の継続と地目設定を可能とすべきであり、不合理な固定資産税を課されることがないようにすべきである。	法務省通達(平成16年2月23日付け法務省民二第492号)が出される以前から、土地区画整理事業を施行中であつた地区において、売買や相続等が生じた場合は、従前地を分筆することができず、共有持分として登記せざるを得なかった。 それらの物件を、法務省通達以後に、本来の登記内容に変更するため、分筆したうえ各共有持分を各単独所有に登記しようとしたとき、共有物分割が共有持分放棄かのどちらかの方で単独の所有権に変更登記することとなる。 このとき、登録免許税率が高いため、安価な共有物分割の方法を探ることが多いが、地目が農地(田、畑等)である場合は、農地法の制約がかかり、当該物件とは別に40a以上農地を耕作していない者は、当該物件を農地として土地利用し続ける意思が所有者にあつても、その意思に反して農地転用の届出や許可(あるいは地目を農地から宅地に地目変更)が必要となる。 また、農地法の制約がからない共有持分放棄の方法を探った場合においても、双方の地目が宅地と農地(異種地目)である場合は、所得税法第58条の適用ができない。このため、当該物件を農地として土地利用し続ける意思が所有者にあつても、その意思に反して農地転用の届出や許可(あるいは地目を農地から宅地に地目変更)をすることとなる。 このようにすると、当該物件の土地利用を農地として今後とも継続したいとする所有者の意思に反して、農地転用の届出や許可(あるいは地目を農地から宅地に地目変更)をしたことで、結果として固定資産税は宅地として課税されることとなる。 これら法務省通達以前に土地区画整理事業が施行中であつたことが原因で、従前地分筆および所有権を単独所有とすることができなかった場合に限っては、特例として、共有物分割と共有持分放棄上の登録免許税率を同じにすること、共有物分割において農地法の制約を受けないこと、所得税法第58条の適用を異種地目であつても可能とすることで、所有者のニーズに合った土地利用の継続と地目設定が可能となり、不合理な固定資産税を課されることがなくなることで、土地区画整理手法への正しい理解と協力と、納税者からの信頼を得ることができ、住民との協働のまちづくりをさらに推進することを可能とする。 ※ 一部検討対象外	C		御提案にある土地区画整理事業における登記に係る法務省の通達及び国税の負担の軽減措置については、当省では所管していない。 農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等促進しにくい権利移動を排除し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。 また、許可の際の要件の1つとして、取得後の農地面積が、原則として50a以上となることを要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあつては、知事の判断で、弾力的に10aまで引き下げることを可能としている。 本件はそもそも共有農地の分割手続の方法によって税負担が異なることの解消を求めるものであり、税負担のあり方については、当省で所管する内容ではない。								
1020070	獣医師養成系大学の立地の偏在を是正し、教育の機会均等を確保するため、地域を限った大学獣医学部の設置の許可	当方では当該提案に対して規制をかける制度を所管していない。	当方では当該提案に対して規制をかける制度を所管していない。		平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	(具体的事業の実施内容) 都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備事業により整備した高次都市機能用地に、学校法人が獣医師養成系大学を設置することで、獣医師を志望する四国や西日本の高校生の教育機会を高めるとともに、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を緩和し、大学を核とした地域再生を果たしたい。 (提案理由) 獣医学部(科)は、これまで約40年間開設されておらず、全国930人の定員の内、西日本には国立大学の165人しか割り当てがなく、四国には1つも獣医学部がない。このため、四国の高校生が獣医師を志望する場合は、遠隔地の大学に進学を余儀なくされ、経済的な負担も嵩むことから、東日本の高校生に比べ不利な状況にあることがアンケートで確認された。また、四国に獣医師養成系大学がないことは、農林水産省が昨年5月に公表した「獣医師の供給に関する検討会報告書」で四国は産業界、小動物系とも将来の需要に対する供給が不足するとされた要因になっていると考えられる。そうした中で、現在、文部科学省が定員増を規制している獣医学部の設置を今治市において認めれば、教育の機会均等に寄するとともに、地域の再生を図ることが可能になる。懸念されている定員増に伴う獣医師の質の低下についても全国的な規制緩和でなく特区での限定的な定員増であればあまり影響はないと考えられるし、地元獣医学部があることで、新興の動物の伝染病等に迅速かつ専門的な対応が可能になるとともに、動物医療の推進や高次医療の展開に貢献できる。今治市及び愛媛県は、大学誘致で教育の機会均等と地域再生を図り、将来の四国地域における獣医師の供給の均衡に寄与する特区を提案する。	E		当方では当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず適否は判断できない。		右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答された。						
1020080	農業委員の公選に代え、農業者推薦を可とする	農業委員会等に関する法律第4条、第7条	農業委員会の委員は、選挙による委員及び選任による委員とする。 選挙による委員は、選挙権のある農業者の選挙によって、被選挙権のある農業者から選出される。		農業委員はその選任において、農業者が選挙する委員と農業者推薦団体及び市町村議会が推薦して首長が任命する委員で構成されている。しかし耕地面積が著しく小さい市町村においては、公選で選出している委員の選任につき、教育委員等と同様に公選制によらず、農業者の推薦によって首長が任命することを可とする。	農業委員の選任は一部の特例を除き公職選挙法を適用しているが、農業委員の被選挙人となることが不人気で現在まで選挙戦となつたことが皆無の状況であり、仕方なく毎回の改選毎に地域推薦をお願ひして候補者を立てるのが精一杯の現状で、現実には形式上の公選であっても被選挙人となる運命を遂ぐ候補者の数減りしている。そこで、農地面積が著しく小さい市町村(概ね200ha以下)にあつては、現在まで公選で行っている委員の選任につき、首長が地区別に行つて各地区的に農業者に人選を依頼し、それぞれから推薦を受けた農業者を首長が任命することを可とする。	C		農業委員会は、農地の所有者間で所有権の権利移転が行われる場合等の許可事務を行っており、このような私有財産に対する行政の強力な関与については、公正性、公平性を確保し、正統性を与えるための手続が必要であるため、最も公正、公平な方法である公選制による農業者の代表を中心とした委員構成とする必要がある。 なお、区域内の農地面積が著しく小さい市町村(北海道300ha以下、都府県200ha以下)であれば、市町村長の判断で、農業委員会を置かないことができることとされている。								
1020090	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	農地法第4条第1項、附則第2項	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。 また、都道府県知事が2ha超4ha以下の農地転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議。		農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは業に譲渡しても支障はない。	農地転用許可制度については、5月28日に地方分権改革推進委員会による第1次勧告がなされたことを受け、これに関する政府の対応方針として、6月20日の地方分権改革推進本部において「地方分権改革推進要綱(第1次)」が決定されたことである。 農地転用許可権限のあり方については、今後、この要綱に沿つて、本年秋を目途に取りまとめられる農地政策の全体見直しの中で検討していくこととしている。	C		右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答された。								
1011010													1011010	柳川市	福岡県	農林水産省	
1020010													1020010	個人	大分県	農林水産省	
1021010													1021010	愛媛県、今治市	愛媛県	文部科学省 農林水産省	
1030010													1030010	上勝町	徳島県	農林水産省	
1046080													1046080	兵庫県	兵庫県	農林水産省	

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1020100	焼成汚泥灰複合肥料(下水汚泥リサイクル肥料)に係る公定規格の緩和	肥料取締法第三条及び第二十五条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)五 複合肥料(化学肥料)	「焼成汚泥灰複合肥料」は、重金属等の有害物質の予期せぬ含有が考えられる下水汚泥由来の肥料であることから、肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格において、化成肥料の原料から除外している。		肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格において、複合肥料のうち化成肥料の原料から「焼成汚泥灰複合肥料」が除外されているところであるが、これを含める規制緩和措置を要する。すなわち、公定規格の五(1)の表の「肥料の種類」欄において、「化成肥料」を定義する記述の三項「肥料(焼成汚泥灰複合肥料、混合汚泥複合肥料及び規則第1条の2各号に掲げる普通肥料を除く。)又は肥料原料(汚泥及び魚介類の臓器を除く。)を使用して、これに化学的操作を加えたもの」の文中から、「焼成汚泥灰複合肥料」を削除したい。	我が国が全量を輸入に頼っているリン鉱石は、枯渇が懸念されている資源であり、数年で4倍程度価格が上昇している。一方、国内で確保可能な下水汚泥中のリンは、輸入リン鉱石30~40%分のリン酸分を含有しており、これを有効活用すれば、国内でのリン資源循環が可能となり、循環型社会の形成に貢献できる。下水汚泥を原料とするリサイクル肥料であり、リンを多く含む「焼成汚泥灰複合肥料」を市場規模が大きい「化成肥料」の原料としてリン鉱石の代替品として利用可能となることにより、為替や諸外国の制度に左右されることなく、安定的な化成肥料の生産が可能となる。しかるに、当該規制のため、現状では下水汚泥中のリンのほとんどが肥料として未利用である。「焼成汚泥灰複合肥料」は、下水汚泥に含有が懸念される重金属を中心とする有害物質をその製造工程(電気抵抗炉による溶融過程)において除去されているものであり、これに化学的操作を加えても、有害成分の含有量が増加することはない。公定規格において「汚泥肥料」に区分される有害成分を積極的に除去していない汚泥由来の肥料とは、その取り扱いを明確に区別すべきである。	B-1	Ⅲ	今後、さらに科学的知見を収集し、焼成汚泥灰複合肥料の安全性が立証されれば、化成肥料の原料の対象として使用することを認めることとする。具体的には、本年度中に、焼成汚泥灰複合肥料に関する製造方法についての検証した上、化成肥料に関する安全性を確認したりした上で原料として焼成汚泥灰複合肥料を使用出来るよう公定規格の改正を行うことを検討する。	右提案者意見を踏まえ、安全性の確認について具体的な検証方法、公定規格改正に向けたスケジュール等本年度中に講じられる措置について具体的に明示されたい。	貴省ご回答においては、焼成汚泥灰複合肥料に関する製造方法についての検証、化成肥料に関する安全性の確認等を本年度中に行うこととされているが、それら検証、確認等の具体的な実施方法、実施のスケジュール等について教示されたい。なお、当該検証、確認等において必要な科学的知見の収集に資する予ータ等については、補足資料に記載しております。		1048010	(株)三井物産戦略研究所	東京都	農林水産省
1020110	酒造好適米を生産する場合の生産調整の要件緩和	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第2条第2項 米穀の生産調整実施要領第3 同要領別紙3の第2	酒造好適米については、従来の計画流通制度においても自主流通米として取り扱われており、現行の「米穀の生産調整実施要領」においても、都道府県別需要量に関する情報の算定、生産数量目標の内数として、主食用米の過去の需要実績に酒造好適米も含めて取り扱っているところ。具体的には、同要領別紙3の第2の生産数量目標の外数となる加工用米の対象米穀から醸造用玄米(酒造好適米と同意)を除外している。		地域内の特別栽培又は有機栽培による酒造好適米の生産者と地域内の酒造業者とが栽培契約を締結し、当該酒造好適米を使用した清酒を生産する場合に限り、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律113号)第2条第2項に基づく生産調整の取組(生産目標数量の外数)として取り扱う。	酒造好適米については、醸造用のみで使用されているが、主食用米として取り扱われております。地域内の酒造好適米の生産量は、市内の酒造業者の使用量の4分の1程度であり、酒造好適米の生産量は減少傾向にあります。また、農業者の高齢化や減少により、生産調整水田における不作付地が年々増大するなかで、機械化一貫体系により生産できる酒造好適米など稲作への期待が大きくなっております。酒造好適米の生産を生産調整の取組として取り扱うことは、主食用米が増産されるおそれがあるため、酒造好適米生産農家には酒造好適米の生産目標数量を控除して配分することにより、酒造好適米生産が維持が可能です。よって、酒造好適米の生産を生産調整の取組として取り扱うことで、酒造好適米の生産が維持され、基幹的産業である農業と伝統的産業である酒造業の連携が強化され地域の活性化ができるものと考えます。	C		国は、酒造好適米も含めた主食用米の過去の需要実績を基に都道府県別需要量に関する情報を算定しており、生産者へ配分される生産数量目標についても、当該需要量に関する情報を基に、都道府県・市町村等それぞれの段階で決められる配分ルールに沿って算定されている。しかし、全国約7万トンの酒造好適米を生産数量の外数扱いにした場合、国からの都道府県別需要量に関する情報から当該数量分を控除することとなるが、地域段階においても、酒造好適米を生産していない生産者も含めた地域全体の生産数量目標が減少することになるため、酒造好適米を生産調整の取組として取り扱うことは適当ではないと考えている。	右提案者意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	酒造好適米は、その特性から食用には用いられず、用途は専ら醸造用に限られ、加工用米であることから、主食用米として取り扱うことは適当ではなく、一般のうるち米などと切り離して管理すべきと考えます。また、需要量に関する情報から控除することによる生産数量目標の減少は、制度の変更に伴うものであるため、やむを得ないと考えます。酒造好適米を生産調整の外数にした場合でも、酒造好適米は、他のうるち米より単収が低く、栽培技術を要することや酒造業者との契約取組を促進することで、作付が幅増に増加する懸念はなく、酒造好適米の価格が維持されるものと考えますので、酒造好適米を生産する場合の生産調整の要件緩和をお願いします。		1063010	喜多方市	福島県	農林水産省
1020120	添加物の軽減による食品リサイクルと食の安全の両立	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年4月11日法律第35号)第23条	食品残さを利用した飼料については、「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」を策出し、原料の収集、製造に関する指導を行っているところであるが、食品添加物の使用量等については特に定めはない。		食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(第13号)第2条3項の「食品循環資源」の定義に関して、「一定量以上の添加物を使用した食品を除くもの」という趣旨を付け加える。	現在コンビニエンスストア及びスーパーでは廃棄物(期限切れ食品・弁当・おにぎり等)を回収し加工した上で飼料としているが、回収された食品には一定量の添加物が含まれているものがある。廃棄物の排出量抑制の観点からは望ましい取り組みであるが、こうした添加物の入った食品廃棄物をリサイクルにより飼料として再利用していくと、それを食べる豚・牛の体内に添加物が蓄積されることが示唆される。こういった飼料を使用した豚・牛等の肉をまた弁当に使用することにより厚生労働省の定める食品への添加物使用量を上回る危険性が高くなる。こうした問題を解消するため、リサイクルのプロセスにのる食品を無添加のもの、(ないし、添加物の使用量が一定程度低いと認められるもの)、に限定することを提言する。これにより、飼料を食べた豚・牛等の肉自体に添加物が蓄積することを防ぐことで、消費者に安全性の観点から認められた添加物の蓄積を減らした食品が届けられることになり、廃棄物の抑制と、昨今、消費者の関心の高い「食の安全性」を両立することができると考える。	C		飼料の安全性の確保を目的とした飼料安全法では、有害な物質やその疑いのある原料を用いた飼料の製造を禁止することとされている。しかし、食品添加物は、①食品衛生法で定められた範囲内で使用されている限り、それを含む食品を摂取した人の健康に悪影響を及ぼさないことが動物試験等により確認されている。従って、飼料原料として当該食品を用いて飼育された畜畜に由来する畜産物を食べても安全性上の問題が生じるとは考えていないこと②また、食品添加物は体内で分解、排出されることから家畜体内で蓄積されないものと考えられることから、飼料原料として食品添加物を含む食品を用いて飼育された畜畜に由来する畜産物を食べても安全性上の問題はないと判断される。そのため、これを含有する原料の利用に関し、更なる規制を加える必要は無く、このような規制を制度とした特区を設けることは適当ではない。		1084090	個人	東京都	農林水産省		
1020130	農地転用規制の緩和	農地法第3条	耕作目的で農地を取得する場合は、農地法第3条の許可が必要であり、農地を農地以外のものにするため農地を取得する場合は、農地法第4、5条に基づく転用の許可が必要。		農地(主として水田)において微細藻類(水生光合成微生物)の培養を行うため農地の転用を認めたい。	新しく農事組合法人として休耕田や遊休農地施設を活用を通じて地方農業の活性化を志し緒についたところである。但し、地域の活性化は農業生産だけに頼って成り立つものではない。地域の持つ特殊性や新しい発想を加味した地域の創性を創集する必要がある。その発想提案理由 本法人は農業関連事業として微細藻の培養を水田において大規模に実施したいと思っており、培養の方法としては水田に水を張り微細藻だけを生育・増殖させる方法と水田の稲作と並行して冠水時に微細藻を生育・増殖させる場合を対象として考えている。 その目的は 1) 窒素、家畜糞の栄養強化飼料の供給 2) 魚類の陸上養殖用餌の確保 3) 地力強化資材としての利用 4) 地球温暖化ガス抑制効果の検証 5) 新しい雇用の創出 この新しい農法によって日本農業に新しい息吹を呼び込み農業の未来への希望をつなぎとめたい。	E		一般的に、農地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培する場合は、農地を耕作目的で利用するものと捉えられ、このような利用をするため農地を取得する場合は、農地法第3条の対象になり、農地転用には当たらない。御提案の微細藻類(水生光合成微生物)が作物に該当するのか、また、培養方法の詳細が不明であるため、農地上の取扱いについては回答できない。	右提案者意見を踏まえ、提案内容を実現するためにはどうしたらよいか、という立場で再度検討し回答されたい。	微細藻(例:クロレラ)の培養は通常の水田(遊休田)に水を張り(漏水がある場合はビニールシートを張ることもある)これに微細藻の種菌(別途タンク培養する)を添加し水田内に拡散させる。微細藻の栄養は土壌及び水中の有機質や空気中のCO2または濃縮されたCO2を吹き込むことよってまかなうことができる。微細藻の収穫物は餌飼料、堆肥、油搾、食糧として活用される。培養面積として1~4ha(10aで培養可能)と考えている。微細藻の生産システム構築によって新たな雇用に創出できると考えている。在来の農業生産よりも軽労働で高付加価値生産の可能性が予測される。		1087010	農事組合法人 日の本新産品開発組合	東京都	農林水産省